

1月17日、**厚生労働省**は、**令和7年4月1日からの育児休業等給付に関するパンフレット等を公表**しました。

次の3つが公表されており、育児時短就業給付金のリーフレットについては「現在準備中」とされています。

●**育児休業を取得予定の方、育児休業給付の手続きを行う事業主の皆さまへ**

2025年4月から「出生後休業支援給付金」を創設します（リーフレット）

→ 次の内容が掲載されています。

- 1 支給要件
- 2 支給額
- 3 配偶者の育児休業を要件としない場合
- 4 支給申請手続

●**出生後休業支援給付の手続きを行う事業主、被保険者の皆さまへ**

出生後休業支援給付金において配偶者の育児休業を要件としない場合の添付書類について

（リーフレット）

→ 表面では次の1～7の状態に応じた添付書類が案内されており、裏面には「配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書」が掲載されています。

- 1 配偶者がいない
(配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。)
- 2 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない
- 3 配偶者から暴力を受け、別居中
- 4 配偶者が無業者
- 5 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない
- 6 配偶者が産後休業中
- 7 上記以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

●**育児休業等給付の内容と支給申請手続（2025（令和7）年1月1日改訂版）**（パンフレット）

→ 次の内容が掲載されています。

～育児休業等給付について～

- 1 出生時育児休業給付金・出生後休業支援給付金
- 2 育児休業給付金・出生後休業支援給付金

3 支給対象期間の延長

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。

- 育児休業等給付 育児休業給付金 出生後休業支援給付 育児時短就業給付金

育児休業等給付について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html